

## 公益財団法人しまね文化振興財団 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

この行動計画は、「女性活躍推進法」が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、労働生産性を向上させ長時間労働を是正することで、職員一人ひとりの能力が十分に発揮でき、働きやすい職場風土の醸成を目指して策定します。

### 1. 計画期間

平成30年3月1日～平成35年3月31日

### 2. 当財団の課題

特定の職員に業務が集中する傾向があり、残業時間等についても偏りが見られる。

### 3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：一人あたりの残業時間を月45時間以内とする。

<取組内容>

- ・平成30年3月～ 業務の優先順位付けを行い、事業の見直し等を行う。
- ・平成31年4月～ 属人的な業務体制・職務分担を見直し、業務の標準化に取り組む。
- ・平成32年4月～ 交代制勤務等の効率的なシフトの組み方の検討を行う。

目標2：労働生産性を高めるための啓発（研修）を年1回実施する。

<取組内容>

- ・平成30年3月～ 労働生産性に関する研修プログラムの検討を行う。
- ・平成31年4月～ 管理職・管理職に準ずる役職者を対象に研修を実施する。
- ・平成32年4月～ 一般職員の研修計画にも位置づけ、定期的に研修を実施する。